

サーバー機器等賃貸借特記仕様書

1. 業務内容

新規にネットワーク環境を構築するために必要な機器（サーバー、通信機器、ノートパソコン等）を調達し、設定を行う。

2. 納入場所

- 拠点1 上尾市大字平塚724番地 上尾市総合福祉センター
拠点2 上尾市大字小敷谷845番地1 西上尾第一団地2-38
上尾西地域福祉センターほほえみ
拠点3 上尾市柏座4丁目2番3号
上尾市コミュニティセンター内ボランティアビューロー

3. 納入期限

納入期限は令和7年12月31日までとする。納入日は発注者と協議の上決定する。

また、納入期限までに納入・検品・設定等についての全ての業務を終了すること。

4. 支払条件

(1) 機器の賃貸借料

本調達にかかわる費用の合計額を、賃貸借（リース）による5年間の月払いとする。
なお、端数が発生した場合には、初回の支払月に合わせて支払う。

(2) 保守

機器等の保守については納入業者が行うこと。ただし、保守費用は上記賃貸借料に上乗せして受注者（リース会社）に支払うこととする。応札時の金額についても、保守費用を含めた金額とする。

5. 契約の形態

受注者と当会の2者間での契約を基本とするが、受注者・受注者推薦の納入業者・当会の3者間契約とすることができる。

6. 調達物件

機器構成は下記の通りとする。

また、各機器の仕様については、別紙「機器仕様書」の通りとする。

機器名	拠点1	拠点2	拠点3	計
ADサーバー兼ファイルサーバー	1台			1台
バックアップ用サーバー	1台			1台
ノートパソコン	73台	2台	1台	76台
PoEスイッチ 16ポート	3台			3台
PoEスイッチ 8ポート	4台			4台
スイッチ 8ポート	15台			15台
アクセスポイント	4台			4台
UTM兼ルーター	1台	1台	1台	3台
モノクロレーザープリンター	4台			4台

7. 保守内容

- ・定期的に遠隔操作により、サーバーの状況を監視すること。
- ・ネットワーク環境の不具合や機器の故障等の発生時には、障害の切り分け、各機器の調整作業、各メーカーへの手配を行うこと。受付時間は平日9:00～17:00とし、電話もしくはメールで受付を行うこと。
- ・障害発生時には電話・メールでの回答、リモートでの対応、サービス技術者の派遣による作業を必要に応じて行うこととし、対応回数の制限は設けないこと。
- ・機器の修理に関してはメーカーの保守・保証の範囲内で行うこととし、メーカー修理の対象外の場合は別途有償とする。
- ・職員ごとのIDやメールアドレスの取得及び設定を行うこと。なお、新規採用の職員がいた場合はその都度対応すること。
- ・リース契約中は、保守を行うこと。
- ・修理後についての再設定作業を行うこと。各端末でインストールしているソフトウェアについて、発注者と相談の上設定作業を行うこと。ただし、発注者が管理しており、インストーラーの提供が可能な範囲とする。

8. ネットワーク環境の構築

(1) LAN配線

- ①ONUの設置までは上尾市社会福祉協議が行い、そこから各機器への配線及びネットワークの調整を行うこと。
- ②サーバーから各機器までの配線は、床下配線(OAフロア)とする。
ただし、床下配線ができない場所については、配線方法を提案し、発注者と協議の上決定すること。
- ③別紙「機器配置図」に示すように、情報コンセント用のLAN配線を行うこと。
- ④配線については、幹線はカテゴリ6A、そのほかはカテゴリ5eとすること。
- ⑤LANケーブル含む、本調達に必要なとなる部材については、費用に含めることとする。

(2) 各機器との接続および設定

- ①ノートパソコンはファイルサーバーの閲覧、インターネットの使用ができるように設定すること。なお、ファイルサーバーの閲覧については、閲覧制限を個別に設けられるようにActiveDirectoryで管理すること。
既設のノートパソコンについても、同じ環境で使えるように設定すること。
- ②ノートパソコンは必要に応じてZipファイル圧縮用ソフトやPDF閲覧用ソフト等のフリーソフトについても発注者と協議の上、設定すること。
- ③本調達のモノクロレーザープリンター及び別途調達的高速インクジェット複合機をネットワークへ接続し、各パソコンから印刷を行えるように設定すること。

(3) VLANの整備

「(3) インターネットへの接続環境」から事務用のネットワークへ接続できないようにVLANを構築できるネットワークを整備すること。

(4) 拠点間の通信環境

「拠点2 上尾西地域福祉センターほほえみ」及び「拠点3 ボランティアビューロー」はそれぞれ、「拠点1 上尾市総合福祉センター」と同じネットワークに接続できるように安全な通信環境を整備すること。整備に関しては、業務への支障が出ないように既存の通信環境を整備している業者と調整の上行うこととする。また、それに伴う費用は本調達に含めること。

(5) ネットワーク構成図の提出

契約後、速やかに発注者と打合せを行い、ネットワーク構成図を作成し、提出すること。

(6) Eメールの設定

現在使用しているドメイン名を継続して使用できるよう、Eメールの設定を行う。なお、メールサーバーについては別途仮想サーバーを用意するので、その中にメールサーバーを構築すること。

(7) グループウェアの設定

別途契約するグループウェアについて、オンプレ版からクラウド版へのデータ移行及び、メールサーバーが変わることへの調整作業について、協議の上代行を行うこと。

ただし、無償の移行ツールにて行うことができる範囲内とすること。

(8) アンチウイルスソフトの導入及び設定

別途調達するアンチウイルスソフトをノートパソコンに設定すること。

9. その他

(1) 機器の導入時には、操作説明を行うこと。

(2) 保守料については、労務費の変動に応じた協議を行えることとする。

(3) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に関して疑義が生じたときは、発注者と協議の上、必要事項を決定すること。